



つながる、考える、実践する

市民環境ジャーナル

事務局ブログ <http://lowell.cocolog-nifty.com/gizen/> 2024年1月15日付(第39号) 市民環境ジャーナル事務局

投稿、コメント、情報提供、会員登録などで事務局にメールする yhr01702@nifty.ne.jp に送信

寄稿 昆虫食倶楽部、淡水ガメ情報交換会に参加して 10面

書評&論説 『女ざかり』を読む 裏金文化の源流を訪ねて 11面



能登半島地震 予想を超えた志賀町震度7

原発論議で必要なのは「訂正する力」

2022年1月号の本欄では、直前に取材した東京電力福島第一原発でのトリチウム水海洋放出の準備作業のようすを素材にした。昨秋、2年ぶりに同原発に足をはこんだ。実際に海洋放出をはじめて3カ月たった現状と風評被害対策が、今回コラムの軸になるはずだった。しかし、元旦に発生した最大震度7の能登半島地震によって、その思惑はふきとんだ(写真下 = 志賀町の倒壊した建物 - 産経新聞社のウェブサイトから)。



1月1日午後4時6分、気象庁は緊急地震速報をだし、石川県能登地方を中心に強い揺れへの警戒をうながした。さらに能登地方において震度5強を観測したと発表。同10分に震度6強の揺れ。同22分には大津波警報が発令された。私がショックを受けたのは同24分の発表。震源の深さはごく浅く、地震の規模を

連載コラム ニュースを深呼吸する

フェイクの時代 現代メディア生態学

渥美 好司

(元朝日新聞 福島総局長)



しめすマグニチュードは7.6、能登半島西岸のまんなかへんにある志賀町で震度7を観測したという。

「志賀町で震度7? 観測のあやまりじゃないのか」

とっさにそんな疑問がうかんだ。志賀町は北陸電力志賀原発の立地点である。予想津波高をみるかぎり巨大津波が原発をおそう可能性は低い。一方、揺れが東日本大震災での福島第一原発周辺の震度6強をうわまわったことが、にわかには信じられなかった(注記)。

■ 志賀町町長の予想くつがえす

なぜかというと、昨年5月、専門誌のための取材で志賀町をおとずれ、小泉勝町長(当時)をインタビューしたときのことばが印象にのこっていたからだ。モダン建築のような庁舎3階にある町長室でこう語った。

「能登半島は地震が頻発していますが、志賀町では揺れによる大きな被害がでたことはありません。津波はせいぜい1、2メートル。歴史的にみても大震災にみまわれることは考えにくい」

取材時、私は町長のことばにうなづくばかりで、原発事故や震災時の防災課題をきっちりとつめきれなかった。歴史に明確な記録がなくとも、地質学的には大災害の可能性はひそんでいる。原発立地自治体の首長としてのあまり認識はゆるされない。

町長取材のきっかけは、志賀原発の再稼働をめぐる原子力規制委員会での活断層議論だった。

北陸電力が同原発 2 号機の適合性確認申請をだしたのは 2014 年。以来、議論の中心は原子炉建屋などの重要施設直下に活断層が存在するかどうかだった。新規制基準では、活断層(12 万～13 万年前以降に活動した断層)のうえには原子炉を設置できない。また、タービン建屋などの重要施設の下に活断層があれば、大がかりな改修をしなければならない。

16 年に地質学・地震学の専門家からなる有識者会合が評価書をだした。当時、敷地内には 7 本の断層があるとされていた。評価書では、1 号機の原子炉直下にある1本の断層について「活断層と評価するのが合理的」、1、2 号機のタービン建屋直下にある1本の断層に対し「ずれが地表に及んでいないものの、活断層の可能性があると指摘した。いずれも断定まではいかない微妙ないいまわしだ。これをうけて規制委は北陸電力に追加調査をもとめた。1 号機はまだ再稼働にむけた申請をしていないが、多くのメディアが廃炉の可能性を強調したニュースを連打した。

ところが、追加調査データをもとにした論議をへて、規制委は昨年 3 月、敷地内にある断層はいずれも「活断層ではない」との判定をくだした。地元紙である北國新聞は1面トップで「8 年越し、再稼働前進へ」、社会面のあたまで「再稼働1日も早く、電気代高騰で切実」と

の見出しをかけた、逆転劇を祝祭ムードでとりあげた。地元の空気をそのまま反映した結果だろう。

さきのインタビューのつづきにもどろう。小泉町長は原発についてはこう話した。

「活断層論議のゆくえを心配したことはありません。ただ、決着までなぜこんなに時間がかかったのか、理解に苦しみます。規制委が人手不足で集中的に審議できなかったのか。それとも北陸電力側にどこかあまさがあったのか」

■ 「あまさ」の蔓延

一連の経緯をみると、「あまさ」を排除して冷静でいることのむずかしさを痛感する。大災害はこないと断じた町長。有識者会合の評価書を大きくとりあげ、「1 号機廃炉」が決定的になったかのように過剰反応したメディア。逆転劇を強調して再稼働をうながす地元紙。善悪、損得、明暗の対立軸をもとに、わかりやすいストーリーで人びとに伝えることが悪いわけではない。しかし、多様な価値観、できごとの複雑な側面、未来の不確実性を包含しないストーリーは、現実をおおいかくし、対立を拡大し、誤った世論をうみだす。

地震発生直後のX(旧ツイッター)でも、志賀原発にかかわる過剰反応ぎみの投稿が目につく。

〈外部電源の一部を喪失し、変圧器からは油漏れ、核燃料プールも水漏れがありながら、大事故に至らなかったのは、もしかしたら奇跡に近いかも〉

〈北陸電力「安全上問題ない」←オイル大量に漏れても問題ない？ 狂っている〉

〈気になるのは志賀原発で、爆発音がして変圧器の配管が破損して 3500ℓ の油が漏れて火災が起きた。それでも大きな異常なしと言えるのか。被害を過小に言うのは原発を再稼働させたいからだろう〉

3 番めにとりあげた文面は鳩山由紀夫・元首相のものである。この投稿の 9 時間前、北陸電力はXの公式アカウントで「当社確認の結果、所内消火設備の動作はあったものの、1、

2号機とも火災は発生しておりません」と続報している。X上で事実誤認の指摘が相次いだあとも、鳩山氏は「怪しさは消えず」と投稿した。北陸電力の初報に「消火設備の起動を確認した」とあり、一部メディアが当初火災と報じていたことで、持論に固執したのだろう。

だれでも誤りはある。すなわち撤回して修正すれば問題はない。しかし、Xには無謬主義という強烈な磁場がはたらいており、誠実な論争を期待できない。鳩山氏の最初の投稿は不注意な誤報だが、誤りを知っても正さなければフェイクに一步近づく。

哲学者で批評家の東浩紀氏が近著「訂正する力」の序文でこう書いている。

■ 政治対話のあるべき対話とは

〈2020年代に入り、2ちゃんねる創設者のひろゆきさんを中心とした「論破ブーム」が巻き起こり、その傾向がますます強くなりました。論破するには相手の発言の矛盾を突けばいい。過去と意見が変わっていれば、それだけで負け。(中略)あるべき政治は、右派と左派、保守派とリベラル派がたがいの立場を尊重し、議論を交わすことでおたがいの意見を少しずつ変えていく対話のプロセスのはずです。〉

小泉町長は過去に「小さな建設業者うちの町ではつぶれていない」と誇らしげに語っていた。しかし、私のインタビュー記事がのった雑誌の発行後、複数の地元建設業者からわいろをうけとった収賄容疑で逮捕され、一部の業者が倒産した。記事を訂正できなかったこと、この場をかりておわびします。

注記 今回の地震、通常とは異質の可能性

この原稿が届いたのは、締め切り日の1月5日夜だが、2日後の7日未明気象庁は、志賀町で震度6弱観測、周辺は震度3以下だったことについて「通常とは違うと感じている」(地震津波監視課長)と発表した。同時に、確認に時間を要し、震度情報も遅れたことから、また地震計設置地盤には問題がなかったことから、専門職員を現地に派遣し地震計を点検するという。渥美指摘や原発自治体下での異常であり、注意深い点検が必要だろう。- 編集部から

左下の注記「編集部から」で、渥美好司さんの寄稿に触発され、今回の令和6年能登地震のちょっと気になる異常な振る舞いについて書いた。その後で、恐縮だが、もう一つ、昨年1年間の間に起きた気になる話、つまり、パレスチナ暫定自治区のガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスが突如、2023年10月7日、イスラエルへの攻撃を開始したのはなぜか、ということである。

この約2か月前の7月29日付英エコノミスト誌(日本語訳=8月1日付日経新聞 Deep Insight 欄)は「熱波と食料高騰が社会不安を招く」と題してさまざまな統計データを駆使した論説を掲げている。出だしは「奇妙なことだが、気温が急上昇すると抗議活動が始まるという傾向がある。」。各国共通要因として、昨夏のような「沸騰する地球、など大幅な気温の上昇のほか、食品価格の高騰、財政支出の削減という3要素はどの国にも当てはまる普遍的な要素だということを、統計データをもとに分析している。一例を挙げれば、英リスク分析会社ベリスク・メイプルクロフトの推計を取り上げ、昨年第3四半期に世界で社会的な混乱が発生するリスクは、指数算出開始以来、最も高い水準にあると指摘している。

詳しくは、先の記事を読んでほしいが、その説得力にさすが世界に名だたる経済誌の分析だと感心した。そして、この記事の最後を次のような不気味な予見で結んでいる。

「今年(2023年のこと)は食品価格の上昇と猛暑、そして財政支出の削減という、混乱が起きやすい要件がそろっている。より一層の警戒が必要だ。我々は長く、暑く、不快な夏を覚悟しなければならない。」

異常な猛暑のこの2か月後、ハマスの攻撃が、物価高騰を引き起こしたロシア侵攻の中、「突如として、起きた。偶然と片付けるのは簡単だが、優れた分析力の結果だと評価したい。地震にも応用できるはずだと思う。

今、防災の転換点、100年前の関東大震災にならう好機

昨年は、関東大震災から100年にあたり、昨春から名古屋大学減災館で特別企画展「関東大震災」が開かれている(写真)。現在第3部として「大震災が造った東京-帝都復興とその後-」がこの3月28日まで開かれている。2月3日には同館で、特別企画の展示を前に関東大震災調査・研究30年で知られる武村雅之特任教授の特別ギャラリートークも行われる。私は、この特別企画展第一部について、本紙姉妹紙、月刊さなるこ新聞デジタル2023年9月号で詳しく報告した。そのときの武村雅之氏との展示を前にやりとりしたことなどを踏まえ、今回の能登地震の復興のありかたについて、上記見出しのような提案をしてみたい。

今回の能登半島地震を関東大震災と同じ防災への転換の契機と捉え、災害に対して強靱な地域復興をしてはどうだろうか。日本全体に比べれば広さも人口規模も小さい。この際、ありきたりの規格の復興ではなく、思い切ったオーバースペックで実験的な防災地域おこしをしてはどうだろうか。とはいっても、人口減少が予測される時代、現存のすべての集落に対してそれを行うべきではない。地域の事情と地勢を考え、拠点となる地域の整備をまず行う。それを防災のモデル地区とすれば、安全に効率的に住まうことができるだろう。移住者や産業を呼び込むことにも成功し、観光振興にも貢献すると考えるが、いかがだろうか。

日本全体のことを考えると、何度も話題に登っては断念されてきた救援船もこの際検討すべきかもしれない。地震や津波でも水深のあるところでは船舶への被害は大きくない。日本各地に3~4隻程度、ヘリポート付で医療と避難住居施設をもった大型救援船を配備すると良いかもしれない。平時は病院とドクターヘリを機能させ地域の医療拠点としても使える。予算規模としては5000億円もあればできるのではないかな。

「3.11」後に「東北地方でよかった」という不用意な発言をしてひんしゆくを買った政治家がいたが、大都市被災でなかったことに胸を撫で下ろしたというのが本意であれば、そこには重要な「真実」が

ある。被災地が東北という過疎地であったために救助・救援・避難生活も決定的に破綻せずすんだと思われる。同じ規模の地震が首都直下で起こっていれば、救急も消火も救援もなすすべがない状況となり、修羅場が出現すると予想される。

3.11そして21世紀に起こった大規模水害を受けて、政府関係者は継続的に「国土強靱化」を叫び続けてきた。災害直後のライフラインと生活の復旧は不可欠だが、振り返れば根本的な減災、避災に向けた対策はほとんど取られていない。大都市の巨大地下貯水施設、治水ダム、堤防整備など対症療法的な公共工事が主体となり、リスクの本質的な原因である首都圏一極集中を解消し、東京を安全な街に造り変える行動には至っていない。関東大震災当時の東京市長であった永田秀次郎が大江戸と変わらない構造だった東京を災害に強い都市に区画整理するに際して、市民を説得するために熱弁を振るったことが伝えられている。現在、このような気概のあるリーダーがいるだろうか。

一方、羽田で乗客の避難誘導した日航クルーの仕事ぶりは立派だった。適正なPDCAと実効性のある訓練の賜物であろう。我々も、今回の出来事から多くを学び、地震は防ぐことができないまでも、可能な限りの防災、減災を実現するにはどうすべきか、国、地域、個人で考えるべき機会ではないか。安全と救命を目指すのであれば個人の権利の制約もある程度やむを得ない。そのための財政支出であれば無駄ではない。能登半島地震を契機に、真に強靱な地方づくりを実現したいものだ。写真下は武村、北原「関東大震災 1923年、東京は被災地だった」。東京防災救急協会から購入可能。



元校長が起訴されるまでの背景と構図

連載 再審・天竜林業高校事件 渦中をゆく 第2回 えん罪の構造

デスクノート 辻野兼範（担当デスク / 元高校教諭）

日本の有罪率は 99.9%で起訴されれば無罪の判決はないといってよい。刑事裁判は「無罪の推定（罪を犯していない人）」が原則だが、日本の司法は「有罪の推定」のごとくである。本事件には物的証拠がなく、証言は「信用できる」とし有罪にしたが、信用を保証するものはなく、裁判官の自由な判断によってなされた。公判での証言を公正・公平に判断するためには、捜査記録の開示や取調べを最初から録画・録音して開示する必要がある。

はじめに

指導要録は生徒の教科学習をはじめ教育活動全般の過程や結果を記録し証明するための重要な原簿で、その内容を変えて調査書を作成することは、重大な背任行為である。本事件は調査書の改ざんを担任と副担任が協働で行い、進路課長が承認したもので、検察は改ざんを実行した担任らは不起訴にし、元校長を「改ざん指示と贈収賄」で起訴し有罪になったものである。

元校長(北川氏)が起訴(調査書改ざん指示と贈収賄)されるまでの背景

平成 20 年 4 月に県教委に調査書改ざんの内部告発があり、県教委は担任、副担任、進路課長、元校長らから事情聴取した。その結果、県教委は担任らを懲戒処分とし、平成 20 年 7 月に元校長だけを刑事告発した。しかし、県教委は元校長が「改ざんの指示をした」とはしておらず、「はたらきかけをした」とし、贈収賄は告発にはない。改ざん指示と贈収賄がでてくるのは警察による関係者への事情聴取が始まってからである。

元校長の公判の 1 年前には、元市長は贈収賄(元校長への孫の進学依頼と贈賄)を認め略式命令を受けている。元校長の公判で「20 万円を贈った」と法廷で証言したことが有罪の大きな決め手になった。

本事件には元校長の改ざん指示を証明できる物的証拠はなく、事情聴取を受けた関係者の証言のみである。警察の事情聴取で関係者は何を話したのか、事情聴取での供述内容は未公開で、関係者も取り調べ内容を明らかにしていない。

以下は地裁判決文の一部で、判決では担任、副担任の証言を信用するとし、高裁判決では両者の証言は迫真性があると認定している。

判決文の内容

- 1 校長は平成 18 年 6 月に副担任の報告から、評定 3.5 以上が必要と知った。
- 2 9 月 4 日校長は副担任に「中谷を練習生として合格させたいので担任と相談してよろしくやってくれ」と依頼した。副担任は改ざん指示と理解し「わかりました」と返事。
- 3 担任は 9 月 4 日に副担任から 3.5 以上が必要であることを初めて認識して驚き、校長室に相談に行った。校長「何とかならないか」担任「どうにもならないです」校長「だから、そこは何とかならないんですか」担任は他の学校を打診すると校長「おじいちゃんがそこにこだわっているから、何とかならないか」としつこく発言。担任は改ざんを指示していると感じて「それは厳しいんじゃないですか」「できるかどうかわかりません」と断る。校長「おじいちゃんのほうから T 大って頼まれているんだ、何とかやってくれないか」担任「な

「ぜそんなことまでしなきゃならないんですか」校長「そうするしかないんだよ」担任「できるかどうか分からないですが、副担のほうと相談して、協力して何とかやってみます」と答え退出。

- 4 担任はすぐに副担任に相談し、担任は「校長から成績が足りなくても T 大だと言われ、何とかならないかと押し通された」と告げると、副担任は「もうしょうがないね、数値をあげるしかないね」といっている。9 日後担任と副担任で評定平均値を 3.1 から 3.5 に改ざんしている。
- 5 担任は改ざんした調査書を進路課長に見せると、指導要録と調査書の数字が違うことを指摘され「これ何かあるのか、校長は知っているのか」といわれ「あまり深く突っ込まないでください」と答え、進路課長は「校長は知っているのか」というと「校長から言われて、やっていることです」と答えると、進路課長は「校長が責任を取るとのことだな」といって決裁を通した。

判決文への疑問

第一に。 校長の言葉の中に「おじいちゃん」が繰り返し出てくるが、元校長は元市長のことを「おじいちゃん」とは呼んでいないと主張している。校長室でのこの会話は公務であり、校長が教諭と話をするとき、生徒（元市長の孫）の祖父を名前で呼ばず、「おじいちゃん」と呼ぶとは考えられない。会話の中に元市長の名前（中谷）は出ていない。なぜ「おじいちゃん」になっているのか、警察は元市長への事情聴取で「じいちゃん」と親し気に呼んでいるという。担任は何度も事情聴取に呼ばれており、警察は元市長を「じいちゃん」と呼び、それが担任に元市長の名前ではなく「おじいちゃん」と呼ばせたのではないか。会話は、担任が校長室での会話を正しく供述していない疑いがある。

第二に。 会話の真偽を判断するには、取り調べ内容の開示が必要であり、録音しているのであれば録音を開示する必要がある。起訴状は被疑者を有罪判決にするために作成するものであり、起訴状が作成されるまでの取り調べの過程を明らかにしなければ公正・公平な判決はない。

調査書改ざんの実態

9 月 13 日に二人で調査書の改ざん（評定平均値 3.1→3.5）を夜間学校に残って実行した。3.1→3.5 の改ざんのために 16 科目も改ざんし、そのために学習指導要録の 1、2 学年の科目をも改ざんしたのである。改ざんは平成 18 年に 5 回（通）T 大技術練習生に応募、平成 19 年に 5 回（通）本科生に推薦、合計 10 回（通）にも及んでいる。平成 19 年には評定平均値を調整するために評定を下げていた科目もある。同じ調査書を 2 年間に 10 回（通）も改ざんしたのは真に重大な背任行為である。

進路課長の責任

進路課長は、生徒の進学について事前に聞いていなかったようで、改ざんされた調査書を見た時は驚いたにちがいない。「校長は知っているのか」と元校長の責任にし、担任と自分の責任を回避するような発言をしている。担任のいうことを鵜呑みにせず、ことの重大性から改ざんの理由を問いただし、校長に不正を進言する立場にある。進路課長の決裁は調査書の内容を詳細に点検したことを証明するものであり、改ざんされたことを知りながら、校長に報告することもなく、決裁したのには重大な責任がある。

公正・公平な裁判のために

起訴状一本主義の疑問

刑事裁判開始段階で、起訴状以外に裁判所へ提出されるものではなく、これは裁判官の予断を排除し、公平な裁判(憲法第 37 条第 1 項)を実現するためとされている。検察は有罪の判決を求めて起訴するので、起訴状は有罪を導く内容である。弁護士は公判で起訴状にはない無罪証明の証拠が提示できなければ、無罪判決を導くのは難しいのが現在のルールである。

押収物や捜査記録の開示

警察の押収物や事情聴取した捜査記録の開示は、警察の任意とされているので、開示されるものは有罪を導くための証拠物である。本事件ではそれまで不存在とされていた取り調べ記録(最高検が平成 22 年 1 月に開示)の中に、元市長のアリバイが証明できるスルガ銀行滞在の記録「12 時 26 分中谷退店」の記載が見つかった。もし、当初からこの取り調べ記録が開示されていたら、原審段階で贈収賄がなかったことの証明ができた可能性が高い。全面開示はすべての刑事事件に必要である。物的証拠がない事件では、起訴状が裁判官の心証に与える影響が大きく、さらに有罪を導くのに有利な証拠物や捜査記録しか開示しないならば有罪の確立が高くなるのは自明のことである。

全過程の録画・録音の重要性

現行法では一部の重大事件を除き録画・録音の必要はなく、全事件の 3%だけが録画・録音の対象になっているに過ぎない。本事件はその対象にはなっていない。裁判所が起訴状の内容を信用できるとしたのも、取り調べの経過や内容が未公開で、裁判官は知ることがなく、起訴状が判断の中心になったためと考えられる。この弊害を排除するために、他の国で実施している取調べの全過程の録画・録音を導入することが必要となる。有罪率 99.9%は起訴状一本主義と証拠物の不開示、録画・録音が一部の事件に限られていることが大きく影響している。刑事訴訟法を改正すべきである。

今後の対応

現在、元市長のアリバイを証明する銀行滞在が明らかになってきており、再審開始を請求している。贈収賄が無罪になれば、元市長の進学依頼もなく調査書改ざんの指示もなかったことになる。元校長と元市長が無罪になることにつながるのである。支援者の会では今後も署名活動などで裁判所に市民の声を届ける活動をしていくとしている。



第二次再審請求を表明する元校長(北川好伸さん)

- 浜松「市民の会」= 昨年 8 月 26 日、浜松市社会福祉交流センター

NPO 法人しずおかオーガニックウェブ (SOW) 代表 **吉田茂** (写真下)

第13回 **オーガニック人** ④ 有機農業の歴史をたどる



静岡のオーガニック人としてこれまで藤枝市の2事例、富士宮市の1事例を挙げた。今回は本誌地元のひとつである浜松有機農業者マーケットの会について取り上げたいと思う。なお、この原稿は以前オーガニックマーケットの会の事務局に取材して、ある雑誌に書いたものに時点の修正や一部追記を行ったものである。

地域経済の中の有機農業

有機農業を拡大していくためには、学校給食と連携するなどして、地域における有機農産物の消費の拡大を図ることが重要と考えている。したがって、当然ながら有機農産物であれば輸入品でもかまわない、というわけではない。有機農業の拡大は、SDGs に示されるさまざまな課題の解決、すなわち、気候変動の緩和、生物多様性の保全・回復などにつながることが期待されているが、この様な課題が、行き過ぎた経済のグローバル化やそれに伴う大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムに元々の原因があるとすれば、今後振興する有機農業は、地産地消を前提とした、短い流通経路のフードシステムの構築とともに進めていく必要があるだろう。

現在、地産地消の農産物を扱う場所といえ、農協が開設したり、道の駅に併設されたりしているファーマーズマーケットが典型だが、これらで有機農産物を扱っているところはあまり多くない。また、全国展開する大手スーパーマーケットで有機農産物を少しずつ取り扱い始めているが、これらは当該スーパーマーケットの自社農場で生産され全国各地に出荷さ

れているものか、バナナのような輸入品がほとんどで、地域の有機農産物を見ることは稀である。地域の有機農産物の流通については、前回富士宮市にある「大富士」の事例を紹介したが、**今回は有機農業者と食関連の小規模事業者や市民が協働で開催する、草の根オーガニックマーケット (写真) を紹介したい。**

浜松有機農業者マーケットの会

浜松有機農業者マーケットの会の立ち上げは12年ほど前に遡る。会員は、農業者の他、カフェ等の小規模事業者、消費者など多様なメンバー、約20名からなる。立ち上げ時は静岡県西農林事務所の職員が有機農業者を1軒ずつ回り、消費者との連携や販路の確保の重要性などを説いて、マーケットの開設に至ったという。現在は消費者会員でもある事務局が会の運営の実務をこなす、自立した組織である。このオーガニックマーケットの特徴は、浜松駅から徒歩5分の区画整理された住宅地にある、こだわりのスーパーマーケット「ビオ・あつみ エピスリー浜松」の駐車場を借りて開催していることにある。スーパーマーケットの店内ではもちろん野菜も販売されており、有機野菜の取り扱いもあるのだが、「オーガニック朝市とスーパーマーケットは競合しない」という経営者の信念から、無償で毎月2回、日曜の午前中に開催できている。

元々このスーパーマーケットは愛知県に本社があり、そちらで有機農業者のグループに朝市の会場として駐車場の一部を提供していた。9年ほど前に浜松に進出すると言うことを聞いた浜松の有機農業者が、同じように駐車場の一部を貸して欲しいと申し入れたところ、快く提供してくれたと言うわけだ。会では発足後3年間、浜松市の農村部にある集会施設の

駐車場を借りてマーケットを開催してきたのだが、交通至便なスーパーマーケットの駐車場に移ったわけだから、必然的に客数も売り上げも伸びている。会の消費者会員で、当初からオーガニックマーケットの開設に関わってきた事務局の鈴木さんが、「開設当初、客数は少なかったけど、常連さんがいて、その人たちは、今でもこちらに来てくれています。」

スーパーマーケットの買い物ついでの人や、口コミやSNSで知った新しいお客さんも増えているけど、その多くが常連客になってくれます。生産者もお客さんもお互い顔見知りで、楽しそうにやっています。」と、話してくれた。常連のお客さんが、毎回のように顔を出し、ついでにスーパーマーケットで買い物もしていくのである。スーパーマーケットの方も相乗効果を楽しんでいると言えるだろう。他にも、オーガニックマーケットの開設は、信頼できる地域の有機農家から店舗への出荷に繋がったり、消費者に対するイメージアップに結びついたりするなど、店舗とマーケットに出荷する生産者の双方にメリットが期待できる。

スーパーとの連携で広げる

浜松のオーガニックマーケットの事例は、「ビオ・あつみ」というユニークなスーパーマーケットがとても重要な役割を果たしている。このお店は愛知県東部を中心にスーパーマーケット6店舗、飲食店1店舗等を展開する株式会社あつみフーズが展開する静岡県内唯一の店なのだが、あつみフーズの渡会社長は「エコサークル」という会社の理念のもとに、お店で出た野菜クズや食品残渣などを堆肥化し、併せて養鶏をやったり、畑を開墾してオリーブ栽培を行ったりして、その生産物をまたお店で使うという循環(サークル)を成り立たせている、まさにオーガニック人の一人だ。

会社の業務内容にもしっかり「農業」と記されている。お店で取り扱う品目も青果部門の有機農産物はもちろん、鮮魚・精肉、デリカ部門もこだわりの商品が多い。静岡県内の他の地域においても、ここまでではないにしても、

低価格だけを訴求するのではない、こだわりのスーパーマーケットが目につくようになってきた。スーパーマーケット白書によれば、日本では店舗数が10店舗以内の、いわば地域の地域に密着したスーパーマーケットのチェーンが3分の2を占めているそうだ(注記)。産物の生産方法にこだわりを持ち、地域の課題を共有できる、このようなスーパーマーケットと地域の有機農産物のグループが連携していくことは、有機農産物の地産地消を広げる重要な手段になると期待している。

注記 2021 版スーパーマーケット白書

(<https://www.super.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/hakusho2021-00.pdf>)



(写真 著者提供)

この「マーケットの会」の世話人的な存在が、小紙姉妹紙、月刊さなるこ新聞デジタル コラム連載者、鈴木潤子さんです。

連載 点の記 は休みます。

編集部から

市民環境ジャーナル 編集局 発行

井上正男 (浜松市中区佐鳴台3丁目3 -408)

yhr01702@nifty.ne.jp

053-489-9189

編集協力 細井芳弘 末広正志

市民環境ジャーナル 2024 年1月号

みんなでアカミミガメ解体も

淡水ガメ情報交換会に参加して

報告 戸田三津夫 (静岡大学准教授)

12月23、24日に麻布大学(神奈川県 相模原市)で開催された第10回淡水ガメ情報交換



会に参加した。この会は、主に日本固有種であるニホンイシガメの生態と保護について考

え、そのためのミシシippアカミミガメ防除、クサガメとの交雑問題、アライグマによる食害、人間による乱獲などについて発表を交えて情報交換する場となっている。池や沼のカメをウミガメ、リクガメと区別して淡水ガメと呼ぶ。本州に生息する日本在来種の淡水ガメは、ニホンイシガメとスッポンである。淡水ガメに関する話題に首までみっちりつかる2日間、私は昆虫食倶楽部がミシシippアカミミガメ防除を始めた時期の第5回(2017年9月)からの参加。今回は東京都の生態工房が開催事務局を担当し、獣医学部のある麻布大学での開催となった。

1日目午前の特別メニューとして、定員20名の事前申込イベント、昆虫食倶楽部プレゼンツとして食べる特別企画「みんなでアカミミガメクッキング」が開催され、プレゼンターとして代表の夏目恵介さんが、私も補助として参加した。解剖や解体は初めてという人もおり、興味津々という面持ち。30体のアカミミガメ(うち数匹はクサガメ)を1時間あまりで解体し、唐揚げにし、懇親会の会員に供し好評を得た(写真上)。



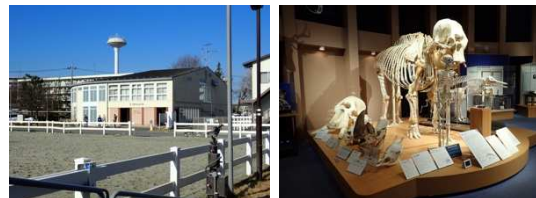
1日目午後はミニシンポジウム「関西アカミミ同盟参上 楽しく賢く続ける防除」、その後一般発表、終了後に懇親会を行った。

2日目は午前が一般発表、午後からは特別講演「ニホンイシガメの現状と保全」とイシガメ7題と総合討論「今考える、ニホンイシガメの保全対策」が行われた。全発表を眺めてみると、アカミミガメ7題、クサガメ2題、ニホンイシ

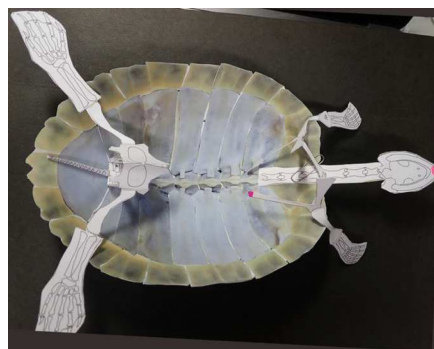
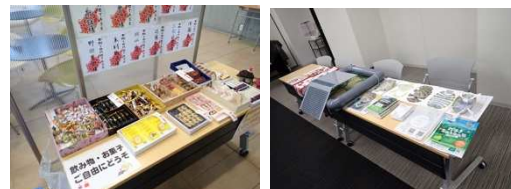
ガメ8題、スッポン1題、淡水ガメ一般7題、その他1題だった(写真下 会場風景)。



発表をはさんで、2日目昼休みには正門近くに設置されている「いのちの博物館」ガイドツアーも開催された。正門すぐに馬場と厩舎もあり、獣医学部のある麻布大学だけに、哺乳類を中心に動物の骨格標本が多く展示されていた。進化や品種改良により体の作りがどう変化したか、骨格に注目した説明もなかなか充実していた(写真下2枚)。



最後に、交換会では出展ブースも設置され、参加者からの持ち込み(OMOTASE)も多く見られた(写真下2枚)。



写真上 アカミミガメペーパークラフト(戸田企画制作) = 今回は前作「甲羅、の中身の甲羅裏側、四肢と頭尾！」

注記 淡水ガメ情報交換会 =

http://eco-works.jp/kk_10_2023_1.h

市民環境ジャーナル 2024年1月号

そもそも日本の政治は贈答という「永田町の裏金文化」の源流を訪ねて

スタバタ、ドタバタの末、一連の裏金疑惑を受けて、先日1月11日、岸田首相は「自民党は変わらなければならない」として、またぞろ政治改革や再発防止を検討する「政治刷新本部」の初会合を開いた。疑惑の裏金からくり解明も始まったばかりなのに安普請である。あまつさえ月内に中間取りまとめという店じまいを目指すという。全容解明などされてはそれこそ大変とばかり、その場限りの取り繕いの感は否めない。そもそも裏金を何に使ったのか、なぜ必要なのかも解明されていない。そんなことは、政治家のみなさんは熟知しているので、今更解明など必要ないというわけかもしれない。

この大騒ぎの政治刷新のお祭り、今から30年以上前のリクルート未公開株事件を思い出させる。あるいは東京佐川急便事件を思い出す人もいるかもしれない。こうした事件を背景に、日本の伝統文化としての贈与論、それを土台とした永田町という贈与・贈答社会を、大手新聞社の女論説委員の筆禍にからめて皮肉とユーモアたっぷりに浮き彫りにして大ベストセラーになったのが、旧かなづかいの名手、丸谷才一の長編『女ざかり』(1993年)である。全編、これ日本の伝統文化としての贈与論を見事に浮き彫りにしている。最後のクラスマックスで、自民党幹事長と女論説委員の愛人、哲学者とのやり取り場面の一部を紹介すると、幹事長に向かって哲学者はこう分析してみせている。

古来、日本の政治は贈与によって機能

く一言で言えば、明らかに、日本の政治は贈与によって機能している。一体どうしてこんな不思議な国が生じたのか。これはむづかしい問題だが、おそらく日本が、表層はともかく深部において古代的=原始的なものを極めて多量に残してある国だからであらう。われわれは近代化された様相だけにとにかく注目しがちだが、実情はもつと混沌としてあるのだ。古代日本人にとって、贈与とはつまり契約である。(中略)かういふ、契約の一形態としての進物は江戸期になつてもすたれなかったし、それどころか、現代まで長くつづいた。日本人は古

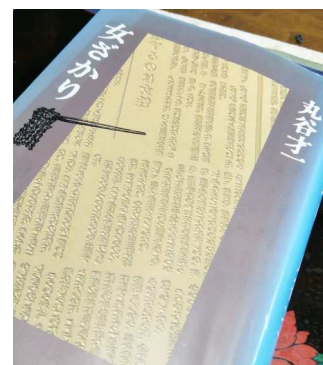
代以来ずっと村落的共同体に生きてゐたから、他人との友好関係がこはれやしないかと心配でたまらなくて、せつせと物を贈つたし、さうすると相手もそれにお返しをして、お互ひに契りを結んだのだ。それは半年ごとに更改しなければ不安だつたから、中元とお歳暮が制度として定着することになった。この制度の下には、供物を献げて神々ととりかはす契約が透けて見える。(中略)水引をかけ熨斗をつけての進物は、書類にハンコを押すことを儀礼的にしたやうなもので、お返しもまた呪術的な行為である。その契約の仕組みによつて社会は動いてゆくのだから、つまりわれわれの社会の構造は宅配便のネットワークに似ている >

と皮肉っている。丸谷才一は当時の佐川急便事件を皮肉っている。話は、このあと、<それなら西洋では日本ほど贈り物が盛んでないのはなぜなのか>

と哲学者は幹事長にまだまだ話しかける。

贈答歌の文化、起源は万葉集に

そもそも裏金の用途は政治資金収支報告書では「贈答品代」などとなっているのがほとんどなのだが、これは万葉集の贈答歌に由来するくらい古い。日本の伝統文化を考える好機として、万葉集の一読をすすめたいが、最古だと思われる贈答歌は巻四 759 に「いかならむ時にか妹を葎生(むぐらふ)のきたなき屋戸(やど)に入りいませなむ」がそれ。詞書に「時に姉妹諮問(とぶら)ひに、歌を以ちて贈答す」とある。それが今では歌ではなく、札束、現ナマなのが、かなしい。





市民環境ジャーナル 創刊に際して

自分事としてつながる、考える、行動する「市民の科学」をめざす
メーリングリストを組み込んだ「隔月刊 ニュース & 論説レター」

● バットマン宣言 ● 市民の側に立つ市民科学と問題解決のシビック・ジャーナリズムの融合

なぜ今、創刊に際して、融合宣言なのか。結論を先に言えば、第1は、今冬私たち市民団体が静岡大学構内を会場に「大学の軍事研究」にかかわる科学者と市民の対話シンポジウムを開いたが、そこで正統派の大学の科学とは別のもう一つの、市民の高い目線でものごとを考える、いわば「市民の科学」が必要であると痛切に感じたことである。第2は、6年前の東北原発大震災によって日本の、公平・中立に立脚した正統派とされる巨大マスメディアが戦後一貫していかに国民の負託にこたえる国民の番犬役を果たしてこなかったかがあらわになったこと。第1の問題点を乗り越えるには、科学的な合理性を身につけた市民科学者を育てる必要があるが、容易ではない。ましてや、第2の国民の負託には、合理性に加えて問題解決に向けた社会的な合意形成のための論説性を発揮できる市民記者を生み出すことが不可欠だが、これまた簡単ではない。

その困難を承知で、正義のスーパーマンならぬ、もう一つの対抗的な正義のヒーロー、バットマン(上記にロゴ)の心意気で、環境分野に挑むジャーナルをここに創刊します。みなさん、つながり、声を上げ、行動しましょう。

佐鳴湖シジミプロジェクト協議会 / 市民記者 井上正男 2017年9月

● 危機の21世紀、今こそ市民科学の時代

大学のプロ科学の方法を簡潔にまとめれば、価値判断とは無縁の普遍的な真理の探求という目的、要素還元主義という方法論、成果の論文第一主義である。これに対し市民の科学の方法は、社会的な評価が伴う実用の探究、生活者の感覚や目線の高さでヒューリスティックにアプローチする方法論、対抗的な価値判断が提示できるという評価第一主義である。

こうした点については、プロ研究者から市民科学者に転向した高木仁三郎氏の21世紀への遺書ともいうべき晩年の著作『市民の科学をめざして』(朝日選書)、『市民科学者として生きる』(岩波新書)がある。生活する市民目線で問題解決を図ることを目指すのが市民科学。立ち尽くす市民の側に立った、自分ごととして当事者意識をもった科学といってもいい。一言で言えば、市民の、市民による、市民のための科学が市民科学であり、出来事の局外に超然卓立するという「研究の自由」の立場はとらない。それよりも、社会的な視野に立って価値判断できる能力が求められる。

この点で、市民科学と軌を一にするのが、問題解決のためのシビック・ジャーナリズムである。現在の正統派とされているマスメディア・ジャーナリズムとの違いがよくわかるように、以下、通常のジャーナリズムの定義に、その違いを括弧()内に明示してシビック・ジャーナ

リズムの定義を紹介する。

● 「局外に超然卓立せず」の共通性

シビック・ジャーナリズムとは、

- ① よりよい社会づくり(の問題解決)をするために
- ② 起きているありきたりではない出来事を、
- ③ (その出来事の局外に超然と卓立せず、自らも良識ある一人の市民として)批判精神をもって(かつ市民目線で)価値判断し、
- ④ その結果をニュース、あるいは評論として
- ⑤ より早く、より正確に、
- ⑥ より(公平中立主義から抜け出し)公正に、
- ⑦ 社会に伝えていく、
- ⑧ 言論(と対話による社会的合意形成)活動のことである。市民科学とシビック・ジャーナリズムの親和性がここに読み取れ、それらの融合には大きな可能性があることを示唆している。

まとめると、市民環境ジャーナルは編集において

- ① むずかしいことも、ごまかさずに正確に
- ② 正確に書いたものを噛み砕いて、わかりやすく
- ③ わかりやすくしたものを、一工夫して面白く
- ④ 面白く仕上げた記事によって、市民自身が積極的に問題解決策を提案し行動できるよう、ほかの事実や評価との関連付けにも注意を払うこと

に心掛けます。

以上。